

鳥取県建設業魅力発信事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県建設業魅力発信事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、別表第1欄に掲げる事業者（以下「事業者」という。）が別表第2欄に掲げる建設業の魅力発信や人材確保に寄与する取組（以下「魅力発信等の取組」という。）を支援することで、建設業への人材確保を図ることを目的とする。

(本補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、魅力発信等の取組に係る経費で、県土整備部長が適当と認めるものについて予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、本補助金以外で、他の補助金、助成金等を受けたもの（受ける予定があるものも含む。）は交付対象外とする。

2 本補助金の額は、別表第3欄に掲げる補助対象経費に別表第4欄に定める率を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、前各項に規定する補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注及び県内産資材の購入に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 事業者は、原則として、魅力発信等の取組を行う30日前までに規則第5条に係る交付申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受理した日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条の規定による着手届は要しないものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費の2割以上の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は様式第1号及び様式第2号により、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日以内に行うものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱の規定に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項

は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月22日から施行する。

別表（第3条、第8条、第9条関係）

1 事業者	2 対象事業	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
鳥取県内に本店を有し、建設業における人材確保のための魅力発信に対する取組に意欲のある企業又は建設業関係団体	建設業の魅力を発信し、人材確保に寄与する事業（イベントや広報等に係る経費であり、特定の企業のみのリクルート活動等に資するものを除く。）	<p>広告宣伝費、印刷製本費、委託費、会場借上げ代、参加者送迎のためのバスの借上げ料、講師謝金、人件費（出前講座等取組のために直接必要となるものに限る。）、資機材費等。</p> <p>このうち、消費税課税対象のものについては、交付申請者が消費税の仕入税額控除を行う者である場合は、消費税相当額を控除する。</p>	1 / 2	金750,000円